

## 松田町寄ふれあい農林体験施設「体験実習館食事施設」利用事業者募集要領

### 1. 目的

松田町では、平成28年度に Yadoriki Healing Village (YHV) 事業に取り組み、ドッグラン周辺のハード整備等を進めてまいりました。その中でドッグラン南側に位置する体験実習館の一部（体験実習館食事施設）を、カフェとして活用可能な施設に改修しましたので、この施設を活用して自らが経営を希望する企業・団体の方を広く募集いたします。

### 2. 対象施設の概要

- (1) 所在地 松田町寄字81番内
- (2) 面積 体験実習館の東側部分約110㎡
- (3) 客席数 テーブル席 28席（テーブル5台）  
屋外テラス席 24席（テーブル6台）
- (4) 厨房器具 ガス式厨房器具

※詳しくは添付の図面を参照ください。

### 3. 契約方法 賃貸借契約（10月～12月）

### 4. 賃貸条件

- (1) 月36,936円（消費税及び地方消費税を含む）の施設使用料を納付すること。
- (2) 食品衛生許可をはじめ、営業に必要なものは借受者が負担すること。
- (3) 施設の清掃、消毒及びゴミの処理に要する経費については借受者が負担すること。
- (4) 維持管理費（光熱水費等）は、借受者の負担とすること。
- (5) 施設形態（外観、内装など）を維持すること。（経年劣化を除く）
- (6) 町の許可なく第三者への転貸をしないこと。
- (7) 賃貸借期間中におけるリスク分担については、下記負担区分を前提とし、借受者は、負担区分に十分に対応できる保険に加入すること。

項目	松田町	借受者
安全衛生管理		○
事故、火災等による施設の損傷	その他	責めに帰する場合
事故、火災等による利用者への責任	その他	責めに帰する場合
包括的管理責任	○	

なお、建物共済（保険）は、所有者である町が全国自治協会建物災害共済に加入する。借受者は、町が加入している「全国町村会総合賠償補償保険」の補

償額を基準に、同等以上の補償額の保険に加入すること。

- (8) 食品衛生法、防災等の法令、その他条例等に基づき、適正にカフェの経営を行うこと。万が一、食中毒等の事故が発生した場合や、販売上のトラブルが発生した場合は、上記リスク負担区分に則り、借受者が責任をもって処理するとともに、町に報告すること。

## 5. 経営条件

- (1) ドッグカフェとして経営を行うこと。  
※犬も人も一緒に楽しむことができるメニューや空間を考案、提供すること。
- (2) 原則、土・日・祝日の午前10時～午後4時は必ず開店すること。ただし、10月1日(日)については営業準備の都合により閉店を可とする。
- (3) 平日における集客対策を実施すること。
- (4) 地場の食材を活用したメニューの開発・提供が行われること。
- (5) YHBにて開発した商品(別添資料参照)を取り扱うこと。
- (6) YHV推進協議会に参画し、町へ定期的な経営状況の報告を行うこと。
- (7) 顧客ニーズ調査等を行い経営に関するPDCAサイクルを回すこと。
- (8) 地域活性化及びYHV事業の推進のため、町が提案、推進する各種事業に積極的に参画し、地場産品を活用した商品開発、販売促進並びに今後想定される松田町寄ふれあい農林体験施設への指定管理者制度の導入に資する取り組みに柔軟な姿勢で対応、協力すること。

## 6. 応募資格

- (1) 町内に活動拠点をおいている企業・団体であること。
- (2) 飲食店の営業上、必要な要件を備えていること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 食品衛生法及び他の法律に基づく処分などを過去3年間受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

## 7. 賃貸借期間 平成29年10月1日(日)～12月28日(木)

## 8. 応募書類及び方法

- (1) 提出期限 平成29年9月13日(水) 午後5時まで
- (2) 提出方法 持参または郵送とすること(持参の場合は土日を除く午前8時30分から午後5時まで、郵送の場合は書留郵便または宅急便など配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。)
- (3) 提出部数  
①応募登録申込書 1部

- ②運営計画書 7部
- ③企業・団体の概要 1部

(4) 提出書類の留意点等

提出書類	留意点等
応募登録申込書	様式により作成すること。
運営計画書 (様式は任意)	次の構成により作成すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・レストラン運営計画、地域との調和や地域活性化への工夫・創意点、運営体制について、記載すること。</li> <li>・計画書はA4版とし、A3版を使用する場合はA4サイズに折り込むこと。</li> <li>・計画書の記載内容は、明瞭かつ具体的な記載とし、専門的知識を有しない者においても分かりやすい内容とすること。</li> <li>・経営収支シミュレーションを行うこと。</li> <li>・ドッグラン利用者の満足度が向上するメニューの提供ができること。</li> <li>・寄の魅力（食・環境 etc）を発信すること。</li> <li>・人が集まる拠点として、地域住民が集い、会話できる場となること。</li> </ul>
企業・団体の概要	任意様式とする。団体や所属者の概要を記載すること。

(5) 提出先 松田町観光経済課

〒258-8585

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037 番地 電話 0465-83-1228

9. スケジュール

- ・ 9月 1日(金) 募集開始（町ホームページ等）
- ・ 9月 8日(金) 質疑受付期限
- ・ 9月11日(月) 質疑回答
- ・ 9月13日(水) 応募書類提出期限
- ・ 9月15日(金) 審査日

※原則書類審査（必要に応じてヒアリングも実施）

- ・ 9月19日(火) 審査結果発表（予定）

※現地説明会（9月5日(火)または12日(火)のいずれかに希望を受けて実施）

10. 問い合わせ先

松田町観光経済課観光推進係

〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037 番地 電話 0465-83-1228